

新潟県重度心身障害者医療費助成事業に関する意見書

本年1月、「少子高齢社会に対応した医療制度等のあり方検討会」が知事に提出した報告書では、子ども通院費の助成拡充案に対し、障害者の医療費負担をふやす（見直し）案も提言され、重度障害者（身体障害者手帳1から3級、療育手帳A）にとっては、大変厳しい内容として受けとめなければなりません。

近年、国の福祉政策は、障害者に対し自己負担増の方向となっており、それに加え、障害者の雇用難及び景気の悪化により、さらに就労が難しくなってきました。また、年金生活者及び無職者（被扶養者を含む）にとっては、他の医療制度の負担増により生活が大変厳しくなっている状態であります。

特に、難病患者や1日置きに通院して人工透析治療をしなければ生命の維持ができない透析患者にとっては、医療費の問題のみならず、病院が特定されているために、自力で通院ができていても多額の交通費が必要となっています。

また、最近の透析患者は、高齢化と合併症により通院介助・介護が必要となり、タクシー、ボランティア、家族等の手助けにより通院しなければならず、毎月の通院費用が負担となり、生活費を圧迫しています。

このような状況の中、現在、県で実施されている重度心身障害者医療費助成事業（県障）は、重度障害者にとって大変救いとなっている制度であります。

よって、県におかれては、これからも本事業を後退させずに、現状維持で継続されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年9月29日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

（あて先）

新潟県知事